

# 鹿嶋市国土強靱化地域計画（概要版）

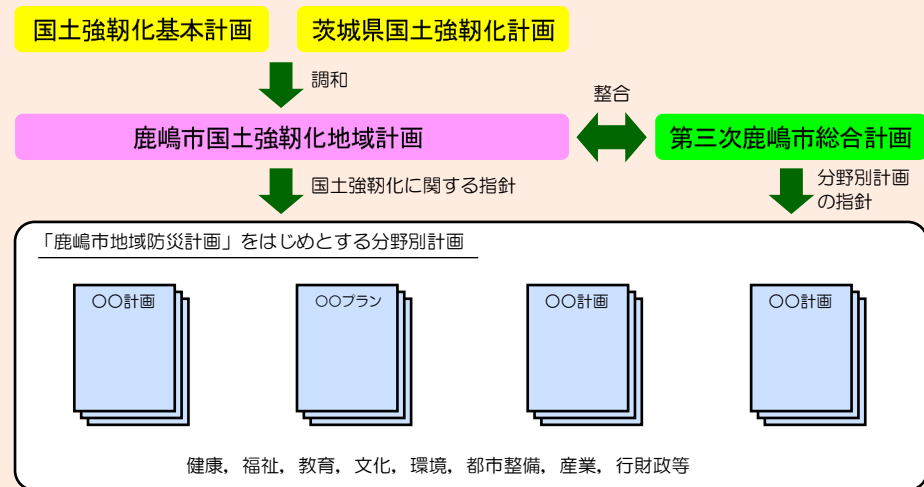
## 1 計画の策定趣旨、位置付け

### (1) 計画の策定趣旨

- 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（平成30年12月変更）（以下「基本計画」という。）」が策定されています。
- 茨城県においても、令和4年3月に「茨城県国土強靱化計画（以下「県計画」という。）」が改定されています。
- 本市においても、基本法、基本計画や県計画を踏まえ、「鹿嶋市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を改定するものです。

### (2) 計画の位置付け

- 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和を保ちつつ、県計画と連携・調和を図ります。
- 本計画は、国土強靱化の観点から、市政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において鹿嶋市総合計画や部門別計画等の指針として位置づけるものです。



## 2 国土強靱化の基本的な考え方（基本目標）

基本計画や県計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標に設定し“強くしなやかな鹿嶋づくり”を推進します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

## 3 脆弱性評価

### (1) 脆弱性評価の考え方

本市の脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものです。



### (2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

本市では、県計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

### (3) 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

本市では、基本計画及び県計画を踏まえ、7つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。

個別施策の分野	横断的分野
①行政機能／警察・消防等／防災教育等	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市・住環境	②人材育成
③保健医療・福祉	③官民連携
④産業・エネルギー	④老朽化対策
⑤情報通信・交通・物流	⑤研究開発
⑥農林水産	
⑦国土保全	

### (4) 脆弱性評価の実施

各リスクシナリオを回避するための現行の施策について、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。

### (5) 脆弱性評価の結果

脆弱性評価にあたり、次の考え方から施策を推進する。

- ①ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進
- ②関係機関等との連携

## 4 国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、各シナリオを回避するための推進方針を施策分野別に整理した。

## 5 計画の推進と不断の見直し

### (1) 計画の見直し

- ①本計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。
- ②本計画の推進期間は、令和2年度から令和8年度まで、以降は概ね4年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

### (2) 施策の推進と重点化

- ①施策の進捗管理とPDCAサイクル  
本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱な鹿嶋づくりを進めていきます。
- ②施策の重点化  
限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要があることから、11の重点化するべき施策群（重点プログラム）を設定した。

■リスクシナリオとそれらを回避するための具体的な施策

…重点プログラム

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	推進方針（一部抜粋）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○住宅、建築物等の耐震化 ○市街地整備等 ○防火対策 ○緊急輸送体制の整備
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○市の防災拠点機能の確保 ○住宅、建築物等の耐震化 ○災害拠点病院等の機能強化
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○津波対策
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○上下水道施設の耐震化等 ○自然災害を考慮した土地利用等 ○河川改修等の治水対策 ○海岸保全施設・河川管理施設・土砂災害防止施設等の長寿命化対策
	1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○自然災害を考慮した土地利用等 ○農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化 ○総合的な土砂災害対策の推進 ○海岸保全施設・河川管理施設・土砂災害防止施設等の長寿命化対策
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○緊急輸送体制の整備
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○孤立可能性地区における対策の推進
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○消防等の防災拠点機能の確保 ○DMAT等の機能強化
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○交通事故等の回避対策
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○災害拠点病院等の機能強化 ○DMAT等の機能強化 ○大規模災害発生時の緊急給油対策
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○上下水道施設の耐震化等 ○感染症予防対策
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○上下水道施設の耐震化等 ○災害拠点病院等の機能強化 ○DMAT等の機能強化
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○地域防災力の強化
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○市の防災拠点機能の確保 ○業務継続体制の整備
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○災害情報の収集、伝達体制の確保
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○災害情報の収集、伝達体制の確保
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○避難行動要支援者対策 ○情報通信ネットワークの整備
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○BCPの普及啓発 ○事業者への融資制度の整備 ○緊急輸送体制の整備

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	推進方針（一部抜粋）
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止	○緊急輸送体制の整備
	5-5 食料等の安定供給の停滞	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化 ○農林道等の整備
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワークの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○エネルギーの供給源の安定化
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○上下水道施設の耐震化等 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○上下水道施設の耐震化等 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○緊急輸送体制の整備
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○市の防災拠点機能の確保 ○業務継続体制の整備 ○消防等の防災拠点機能の確保
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○消防等の防災拠点機能の確保
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊に伴う陥没による交通麻痺	○住宅、建築物等の耐震化 ○老朽・空き家対策
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	○消防等の防災拠点機能の確保 ○災害廃棄物対策 ○BCPの普及啓発
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ○野生鳥獣による農作物被害対策
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物対策
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○地域防災力の強化
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○自然災害を考慮した土地利用等 ○地籍調査の促進
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○地域防災力の強化 ○避難行動要支援者対策
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○地籍調査の促進
	8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	○災害情報の収集、伝達体制の確保